介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　主　　点　　検　　表

（令和４年５月版）

看護小規模多機能型居宅介護

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　指定年月日 | 　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 | 〒 |
| 　電話番号 |  |
| 　メールアドレス |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 　記入者職名・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 　実地指導日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

１　趣　旨

　　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、常に確認することが必要です。

　　　そこで、越谷市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　実施方法

（１）　毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）　複数の職員で検討のうえ点検してください。

（３）　点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

（４）　「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。

（５）　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

３　根拠法令等

　　　根拠法令の欄は下記を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年越谷市条例第29号） |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 解釈通知 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号･老振発第0331004号･老老発第0331004号) |
| 平18厚告126 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18.3.14厚生労働省告告示第126号） |
| 留意事項 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平18.3.31老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27告94） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平27告95） |

介護サービス事業者自主点検表　目　次（看護小多機）

| 項目 | 内　　容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 1 |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 | 1 |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 従業者の員数等 | 2 |
| 4 | 管理者 | 5 |
| 5 | 代表者 | 5 |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 6 | 登録定員及び利用定員 | 7 |
| 7 | 設備及び備品等 | 7 |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 8 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 9 |
| 9 | 提供拒否の禁止 | 10 |
| 10 | サービス提供困難時の対応 | 10 |
| 11 | 受給資格等の確認 | 10 |
| 12 | 要介護認定の申請に係る援助 | 10 |
| 13 | 心身の状況等の把握 | 10 |
| 14 | 居宅サービス事業者等との連携 | 10 |
| 15 | 身分を証する書類の携行 | 11 |
| 16 | サービスの提供の記録 | 11 |
| 17 | 利用料等の受領 | 11 |
| 18 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 12 |
| 19 | 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | 12 |
| 20 | 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | 13 |
| 21 | 主治の医師との関係 | 14 |
| 22 | 居宅サービス計画の作成 | 14 |
| 23 | 法定代理受領サービスに係る報告 | 14 |
| 24 | 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 15 |
| 25 | 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 | 15 |
| 26 | 介護等 | 16 |
| 27 | 社会生活上の便宜の提供等 | 16 |
| 28 | 利用者に関する市町村への通知 | 17 |
| 29 | 緊急時等の対応 | 17 |
| 30 | 管理者の責務 | 17 |
| 31 | 運営規程 | 17 |
| 32 | 勤務体制の確保等 | 18 |
| 33 | 定員の遵守 | 20 |
| 34 | 業務継続計画の策定等 | 20 |
| 35 | 非常災害対策 | 21 |
| 36 | 衛生管理等 | 22 |
| 37 | 協力医療機関等 | 23 |
| 38 | 掲示 | 23 |
| 39 | 秘密保持等 | 24 |
| 40 | 広告 | 24 |
| 41 | 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 24 |
| 42 | 苦情処理 | 24 |
| 43 | 調査への協力等 | 25 |
| 44 | 地域の連携等 | 25 |
| 45 | 居住機能を担う併設施設等への入居 | 27 |
| 46 | 事故発生時の対応 | 27 |
| 47 | 虐待の防止 | 27 |
| 48 | 会計の区分 | 29 |
| 49 | 記録の整備 | 29 |
| 50 | 電磁的記録等 | 29 |
| 第６ | 業務管理体制の整備 |  |
| 51 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 30 |
| 第７ | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 52 | 基本報酬の算定 | 31 |
| 53 | サービス提供が過少である場合の減算 | 32 |
| 54 | サテライト体制未整備減算 | 32 |
| 55 | 人員基準減算・定員超過利用 | 32 |
| 56 | 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算 | 33 |
| 57 | 中山間地域等における小規模事業所加算 | 33 |
| 58 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 34 |
| 59 | サービス種類の相互算定関係 | 34 |
| 60 | 訪問看護体制減算 | 34 |
| 61 | 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 35 |
| 62 | 特別の指示による頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 35 |
| 63 | 初期加算 | 35 |
| 64 | 認知症加算 | 35 |
| 65 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 35 |
| 66 | 若年性認知症利用者受入加算 | 36 |
| 67 | 栄養アセスメント加算 | 36 |
| 68 | 栄養改善加算 | 37 |
| 69 | 口腔・栄養スクリーニング加算 | 39 |
| 70 | 口腔機能向上加算 | 40 |
| 71 | 退院時共同指導加算 | 42 |
| 72 | 緊急時訪問看護加算 | 43 |
| 73 | 特別管理加算 | 43 |
| 74 | ターミナルケア加算 | 44 |
| 75 | 看護体制強化加算 | 45 |
| 76 | 訪問体制強化加算 | 46 |
| 77 | 総合マネジメント体制強化加算 | 47 |
| 78 | 褥瘡マネジメント加算 | 48 |
| 79 | 排せつ支援加算 | 49 |
| 80 | 科学的介護推進体制加算 | 52 |
| 81 | サービス提供体制強化加算 | 52 |
| 82 | 介護職員処遇改善加算 | 54 |
| 83 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 55 |
| 84 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 56 |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |
| 1一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | いる・いない | 条例第3条第2項越谷市暴力団排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる・いない | 法第78条の3第1項条例第3条第3項 |
|  | ③　事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | いる・いない | 条例第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第3条第5項 |
|  | ※　虐待の防止に係る措置は、令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  |  |
|  | ⑤　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | いる・いない | 条例第3条第6項 |
|  | ※　指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-termcare Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 |  |  |
| 第２　基本方針 |
| 2基本方針 | 　看護小規模多機能型居宅介護の事業は、越谷市指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行っていますか。 | いる・いない | 条例第190条 |
|  | 〔訪問看護〕　要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  | 居宅サービス等基準条例第63条 |
|  | 〔小規模多機能型居宅介護〕　要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。  |  | 条例第81条 |
| 第３　人員に関する基準 |
|  | 【用語の定義】 |  |  |
|  | 【常勤換算方法】 |  |  |
|  | 　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 |  | 解釈通知第2-2(1) |
|  | 　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第１項、同条第３項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。 |  |  |
|  | 【勤務延時間数】 |  |  |
|  | 　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供にのための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 |  | 解釈通知第2-2(2) |
|  | 【常勤】 |  |  |
|  | 　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。 |  | 解釈通知第2-2(3) |
|  | 　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 |  |  |
|  | 　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
|  | 【専ら従事する・専ら提供に当たる】　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 解釈通知第2-2(4) |
| 3従業者の員数等★ | ①　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 | いる・いない | 条例第191条第1項 |
| ●　事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数　　　　　【週 　　 時間】 |  |  |
|  | ●　夜間及び深夜の時間帯　　　　　【　　　　：　　　　～　　　　　：　　　　　】 |  |  |
|  | 　(1)　通いサービスの利用者の数が３又はその端数を増すごとに常勤換算方法で１以上 | いる・いない |  |
|  | 　(2)　訪問サービスの提供に当たる従業者を常勤換算方法で１以上 | いる・いない |  |
|  | 　(3)　通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員となっていますか。 | いる・いない | 条例第191条第5項 |
|  | ※　登録者とは、サービスを利用するために事業所に登録を受けた者をいう。 |  | 条例第191条第1項 |
|  | ※　通いサービスとは、登録者を事業所に通わせて行うサービスをいう。 |  |  |
|  | ※　訪問サービスとは、従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービスをいう。 |  |  |
|  | ※　宿泊サービスとは、登録者を事業所に宿泊させて行うサービスをいう。 |  |  |
|  | ※　利用者の数は、前年度の平均値とする。新規に指定を受ける場合は、通いサービスの利用者の数は推定数による。 |  | 条例第191条第2項 |
|  | ※　従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。なお、これ以外の従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ること。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②イ |
|  | ※　例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前６時から午後９時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を８時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者３人に対して１名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の従業者は５名となり、日中の15時間の間に、８時間×５人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要である。それに加えて、日中については、常勤換算方法で１名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤１名＋宿直１名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体として確保することが必要となる。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ロ |
|  | ※　具体的には、通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（８時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ロ |
|  | ※　なお、日中であれば通いサービスを行うために３：１以上、訪問サービスを行うために１以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものである。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ロ |
|  | ※　日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることができるような職員配置に努めるものとする。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ハ |
|  | ※　看護職員である従業者は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名以上必要であり、常勤を要件としていないが、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置とすること。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ヘ |
|  | ②　夜間及び深夜の時間帯を通じて、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 | いる・いない | 条例第191条第1項 |
|  | ア　夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務。宿直勤務を除く。）に当たる者を1以上 | いる・いない |  |
|  | イ　宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上 | いる・いない |  |
|  | ※　夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保するものとする。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ロ |
|  | ※　夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年８月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行うこと。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ロ |
|  | ※　宿泊サービスの利用者が１人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤１名と宿直１名の計２名が最低必要となるものである。この場合、必ずしもいずれか1名以上が看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制は確保していること。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ト |
|  | ※　宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができる。 |  | 条例第191条第6項 |
|  | ※　なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ト |
|  | ③　従業者のうち１以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっていますか。 | いる・いない | 条例第191条第3項 |
|  | ④　従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（看護職員）となっていますか。 | いる・いない | 条例第191条第4項 |
|  | ※　従業者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければならないこととされており、うち1以上は常勤の保健師又は看護師とするものである。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ホ |
|  | ※　次の施設等が併設されている場合において、事業所の人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、次の施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、小規模多機能居宅介護事業所の介護職員は施設等の職務に従事することができる。 |  | 条例第191条第7項 |
|  | 　　ア　指定認知症対応型共同生活介護事業所　　イ　指定地域密着型特定施設　　ウ　指定地域密着型介護老人福祉施設　　エ　指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)　　オ　介護医療院 |  |  |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所双方に、それぞれ人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所は、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②リ |
|  | ※　指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業と指定訪問看護事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第64条第1項第1号の指定訪問看護における看護職員の人員基準を満たすことによって、基準条例第191条第4項の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。　　　指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護の両方において、看護職員を常勤換算方法で2.5以上とすることが要件とされているが、両事業を一体的に行っている場合については、一方の事業で常勤換算方法2.5以上を満たしていることにより、他の事業でも当該基準を満たすこととするという趣旨である。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)②ヌ |
|  | 　　　しかしながら、指定看護小規模多機能型居宅介護は療養上の管理の下で妥当適切に行うものであり、例えば、指定看護小規模多機能型居宅介護において看護サービスが必要な利用者がいるにも関わらず、看護職員が指定訪問看護にのみ従事することは適切ではない。 |  |  |
|  | 　　　なお、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護を同一の拠点で行う場合であっても、一体的に運営されておらず、完全に体制を分離して行う場合にあっては、独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。 |  |  |
|  | ⑤　登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。 | いる・いない | 条例第191条第11項 |
|  | ※　当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する基準条例第191条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 |  |  |
|  | ⑥　⑤の介護支援専門員は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了している者となっていますか。 | いる・いない | 条例第191条第12項 |
|  | ※　「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」とは、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年３月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施される研修をいいます。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)③イ |
|  | ※　介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。また、非常勤でも差し支えない。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)③ロ |
|  | ※　介護支援専門員は、基本的には、①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、③看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものであること。 |  | 解釈通知第3-八-2(1)③ハ |
| 4管理者★ | ①　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | いる・いない | 条例第192条第1項 |
| ※　事業所の管理上支障がない場合は、当該指事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 |  |  |
|  | ※　次の場合であって、当該事業所の管理上支障がない場合には、他の職種を兼ねることができるものとする。　　イ　当該事業所の従業者としての職務に従事する場合　　ロ　当該事業所に併設する基準条例第191条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事する場合　　ハ　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は従事者としての職務に従事する場合 |  | 解釈通知第3-八-2(2)① |
|  | ②　管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの又は保健師若しくは看護師となっていますか。 | いる・いない | 条例第192条第3項 |
|  | ※　管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。 |  | 解釈通知第3-八-2(2)② |
|  | ※　②の保健師及び看護師については、管理者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命じられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである必要がある。 |  | 解釈通知第3-八-2(2)④ |
|  | ※　②の保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がある者である必要がある。さらに、管理者として資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。 |  | 解釈通知第3-八-2(2)⑤ |
| 5代表者 | 　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているもの又は保健師若しくは看護師としていますか。 | いる・いない | 条例第193条 |
|  | ※　事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。 |  | 解釈通知第3-八-2(3)① |
|  | 　　　したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が１つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものである。 |  |  |
|  | ※　携わった経験とは、事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。　これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。 |  | 解釈通知第3-八-2(3)② |
|  | ※　代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。 |  | 解釈通知第3-八-2(3)② |
|  | ※　認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。 |  | 解釈通知第3-八-2(3)② |
|  | ※　特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていない。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとすること。 |  | 解釈通知第3-八-2(3)③ |
|  | 　　　また、これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられるものである。 |  | 解釈通知準用（第3-四-2(3)） |
|  | ※　保健師及び看護師については、代表者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命じられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである必要がある。 |  | 解釈通知第3-八-2(3)④ |
|  | ※　保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がある者である必要がある。さらに、管理者として資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。 |  | 解釈通知第3-八-2(3)⑤ |
| 第４　設備に関する基準 |
| 6登録定員及び利用定員 | ①　登録定員(登録者の数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下としていますか。 | いる・いない | 条例第194条第1項 |
|  | ※　利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は１か所の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に限って登録を行うことができるものであり、複数の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められません。 |  | 解釈通知第3-八-3(1)① |
|  | ②　次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。)を定めていますか。 | いる・いない | 条例第194条第2項 |
|  | 〔通いサービス〕　　　登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人)まで |  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

 |  |  |
|  | 〔宿泊サービス〕 |  |  |
|  | 　　　通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)まで |  |  |
|  | ※　利用定員については、事業所において１日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1日あたりの延べ人数ではないことに留意すること。なお、特に必要と認められる場合は、当該利用定員を超えるサービス提供も差し支えないこととされているので、指定看護小規模多機能型居宅介護が利用者の心身の状況に応じ、柔軟に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供されるものであることを踏まえ、適切なサービス提供を行うこと。 |  | 解釈通知第3-八-3(1)② |
|  | ※　事業所に併設している有料老人ホームの入居者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することは可能である（ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。）が、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することについては、養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していないものである。 |  | 解釈通知第3-八-3(1)③ |
| 7設備及び備品等 | ①　居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、洗面設備、便所、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | いる・いない | 条例第195条第1項 |
| ★ | ※　事業所とは、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として１つの建物につき、１つの事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が既存施設に出向いて指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-2(1)） |
|  | ※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-2(3)） |
|  | ②　①に掲げる設備の基準は、次のとおりとなっていますか。 |  |  |
|  | (1)　居間及び食堂　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 | いる・いない | 条例第195条第2項第1号 |
|  | ※　居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに充分な広さを確保するものとする。 |  | 解釈通知第3-八-3(2)②イ |
|  | ※　通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（１人当たり３㎡以上）を確保することが必要である。 |  | 解釈通知第3-八-3(2)②ロ |
|  | (2)　宿泊室 | いる・いない | 条例第195条第2項第2号 |
|  | 　ア　1の宿泊室の定員は、1人とする。 |  |  |
|  | ※　利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 |  |  |
|  | ※　民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたつくりになっていれば差し支えない。プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するということではない。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。 |  | 解釈通知第3-八-3(2)③イ |
|  | 　イ　1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。 |  |  |
|  | ※　利用者が泊まるスペースは、基本的に１人当たり7.43㎡程度あり、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、６畳間であれば、基本的に１人を宿泊させることになる。ただし、利用者の希望等により、６畳間で一時的に２人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意すること。また、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって、宿泊室の定員が1人の場合には、利用者が泊まるスペースは、1人当たり6.4㎡程度以上として差し支えない。 |  | 解釈通知第3-八-3(2)③ロ |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えない。ただし、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のものとして確保しておくこと。　　　有床診療所の入院患者と同じ居室を利用する場合も想定されることから、衛生管理等について必要な措置を講ずること。 |  | 解釈通知第3-八-3(2)③ハ・ホ |
|  | ※　他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。 |  | 解釈通知第3-八-3(2)③ニ |
|  | 　ウ　ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 |  |  |
|  | 　エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 |  |  |
|  | 　オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。 |  |  |
|  | ③　①に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとしていますか。 | いる・いない | 条例第195条第3項 |
|  | ※　利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |  |  |
|  | ※　指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、入居者の生活空間であることから共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用定員と指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。 |  | 解釈通知第3-八-3(2)④ |
|  | 　　　また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室、食堂として共用することは認めらないが、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えないが、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。 |  |  |
|  | ④　利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。 | いる・いない | 条例第195条第4項 |
| 第５　運営に関する基準 |
| 8内容及び手続きの説明及び同意 | ①　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | いる・いない | 条例準用(第9条第1項) |
| ★ | ※　利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、以下の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い当該事業所から指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当である。　　・運営規程の概要　　・従業者の勤務体制　　　※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。　　・事故発生時の対応　　・苦情処理の体制、　　・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） |  | 解釈通知準用(第3-一-4(2)①) |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(電磁的方法)により提供していますか。 | いる・いない該当なし | 条例準用(第9条第2項) |
|  | ※　上記の場合において、事業者は当該文書を交付したものとみなす。 |  |  |
|  | 　(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの |  |  |
|  | 　　ア　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 |  |  |
|  | 　　イ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) |  |  |
|  | 　(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  | 条例準用(第9条第3項) |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  | 条例準用(第9条第4項) |
|  | ※　事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。　　(1)　②に規定する方法のうち事業者が使用するもの　　(2)　ファイルへの記録の方式 |  | 条例準用(第9条第5項) |
|  | ※　上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  | 条例準用(第9条第6項) |
| 9提供拒否の禁止 | 　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない・いる | 条例準用(第10条) |
| ※　原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定してものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(3)) |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は以下のとおり。　　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合　　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  |  |
| 10サービス提供困難時の対応 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第11条) |
| 11受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | いる・いない | 条例準用(第12条第1項) |
| ★ | ②　①の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第12条第2項) |
| 12要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第13条第1項) |
|  | ②　指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第13条第2項) |
| 13心身の状況等の把握★ | 　サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第87条) |
|  | ※　サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(1)) |
| 14居宅サービス事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第88条第1項) |
| ※　事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画を作成し、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の指定居宅サービスについて給付管理を行うこととされていることから、指定居宅サービス事業者とは連携を密にしておかなければならないとしたものである。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(2)) |
| ②　サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第88条第2項) |
|  | ③　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第88条第3項) |
| 15身分を証する書類の携行 | 　従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる・いない | 条例準用(第89条) |
| ※　身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(3)) |
| 16サービスの提供の記録★ | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | いる・いない | 条例準用(第20条第1項) |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(12)①) |
|  | ②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | いる・いない | 条例準用(第20条第2項) |
|  | ※　「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければならない。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(12)②) |
| 17利用料等の受領★ | ①　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額の利用者負担割合（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。 | いる・いない | 条例準用(第90条第1項) |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | いる・いない | 条例準用(第90条第2項) |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(13)②) |
|  | ※　そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 |  |  |
|  | 　ア　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 |  |  |
|  | 　イ　事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。 |  |  |
|  | 　ウ　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。 |  |  |
|  | ③　①及び②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。 | いない・いる | 条例準用(第90条第3項) |
|  | 　ア　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 |  |  |
|  | 　イ　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 |  |  |
|  | 　ウ　食事の提供に要する費用 |  |  |
|  | 　エ　宿泊に要する費用　オ　おむつ代 |  |  |
|  | 　カ　ア～オのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 |  |  |
|  | 　　(ア)　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(4)②) |
|  | 　　(イ)　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 |  |  |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。なお、「ウ　食事の提供に要する費用」及び「エ　宿泊に要する費用」については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等の関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）」の定めるところによるものとし、「カ」の費用については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」によるものとする。 |  |  |
|  | 〔通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）〕※一部抜粋 |  |  |
|  | 　その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者からカの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。 |  |  |
|  | 　ａ）その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 |  |  |
|  | 　ｂ）お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。 |  |  |
|  | 　ｃ）利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。 |  |  |
|  | 　ｄ）その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 |  |  |
|  | 　ｅ）その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。 |  |  |
|  | 　　ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。 |  |  |
|  | ④　③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる・いない | 条例準用(第90条第4項) |
|  | ※　交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(13)④) |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。 | いる・いない | 法第42条第9項（第41条第8項準用） |
|  | ※　領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごと　に区分して記載しなければなりません。 |  | 施行規則第65条の5（第65条準用） |
| 18保険給付の請求のための証明書の交付 | 　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | いる・いない該当なし | 条例準用(第22条) |
| 19指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | いる・いない | 条例第196条第1項 |
| ②　自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 | いる・いない | 条例第196条第2項 |
| 20指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針★ | ①　利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行っていますか。 | いる・いない | 条例第197条第1号 |
| ※　制度上は週１回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものである。 |  | 解釈通知第3-八-4(1)① |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものである。 |  |  |
|  | ②　利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 | いる・いない | 条例第197条第2号 |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 | いる・いない | 条例第197条第3号 |
|  | ④　従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行っていますか。 | いる・いない | 条例第197条第4号 |
|  | ※　「療養上必要な事項その他サービスの提供等」とは、看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。 |  | 解釈通知第3-八-4(1)② |
|  | ⑤　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | いない・いる | 条例第197条第5号 |
|  | ※　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 |  | 解釈通知第3-八-4(1)③ |
|  | ⑥　身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | いる・いない | 条例第197条第6号 |
|  | ⑦　指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。 | いない・いる | 条例第197条第7号 |
|  | ※　「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。登録定員が25人の場合は、通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえる。 |  | 解釈通知第3-八-4(1)④ |
|  | ⑧　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 | いる・いない | 条例第197条第8号 |
|  | ※　「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となるものである。通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることが望ましい。なお、指定看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味での声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。 |  | 解釈通知第3-八-4(1)⑤ |
|  | ⑨　看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っていますか。 | いる・いない | 条例第197条第9号 |
|  | ⑩　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。 | いる・いない | 条例第197条第10号 |
|  | ⑪　特殊な看護等については、これを行っていませんか。 | いない・いる | 条例第197条第11号 |
|  | ※　「適切な看護技術」とは、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の修得等、研鑚を積むことを定めたものであり、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。 |  | 解釈通知第3-八-4(1)⑥ |
| 21主治の医師との関係 | ①　常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしていますか。 | いる・いない | 条例第198条第1項 |
| ※　常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることができないものであること。 |  | 解釈通知第3-八-4(2)① |
|  | ②　看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。 | いる・いない | 条例第198条第2項 |
|  | ※　看護サービスの利用対象者はその主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、事業者は、看護サービスの提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものである。 |  | 解釈通知第3-八-4(2)② |
|  | ③　主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。 | いる・いない | 条例第198条第3項 |
|  | ※　常勤の保健師又は看護師は、主治医との連携を図り、適切なサービスを提供するために定期的に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を主治医に提出しなければならないこと。 |  | 解釈通知第3-八-4(2)③ |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護における看護サービスの実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。 |  | 解釈通知第3-八-4(2)④ |
|  | ※　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 |  | 条例第198条第4項 |
| 22居宅サービス計画の作成★ | ①　管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる・いない | 条例準用(第93条第1項) |
| ※　登録者の居宅サービス計画は、事業所の介護支援専門員に作成させることとしたものである。このため、指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員から指定看護小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員に変更することとなる。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(6)①) |
|  | ②　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、越谷市指定居宅介護支援等基準条例第14条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとしていますか。※「居宅介護支援自主点検表」参照 | いる・いない | 条例準用(第93条第2項) |
|  | ※　事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければなりません。具体的な事務の流れは「解釈通知別紙2（給付管理業務の流れフローチャート）」のとおりである。 |  |  |
| 23法定代理受領サービスに係る報告 | 　地域密着型介護サービス費又は居宅介護サービス費を利用者に代わり事業者に支払うための手続きとして、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。 | いる・いない | 条例準用(第94条)解釈通知準用(第3-四-4(7)) |
| 24利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 　登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を変更した場合に、変更後の事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、登録者が他の事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | いる・いない | 条例準用(第95条)解釈通知準用(第3-四-4(8)) |
| 25看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成★ | ①　管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる・いない | 条例第199条第1項 |
| ②　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。 | いる・いない | 条例第199条第2項 |
| ※　看護小規模多機能型居宅介護計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意するものとする。 |  | 解釈通知第3-八-4(3)① |
| ※　看護小規模多機能型居宅介護計画の作成は利用者ごとに、介護支援専門員が行うものであるが、当該計画のうち看護サービスに係る記載については、看護師等と密接な連携を図ること。なお、看護サービスに係る計画とは、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものであること。 |  | 解釈通知第3-八-4(3)② |
|  | ③　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。 | いる・いない | 条例第199条第3項 |
|  | ※　「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。 |  | 解釈通知第3-八-4(3)③ |
|  | ④　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っていますか。 | いる・いない | 条例第199条第4項 |
|  | ⑤　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる・いない | 条例第199条第5項 |
|  | ⑥　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。 | いる・いない | 条例第199条第6項 |
|  | ※　看護小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。なお、交付した看護小規模多機能型居宅介護計画は、2年間保存しなければならない。 |  | 解釈通知第3-八-4(3)④ |
|  | ⑦　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。 | いる・いない | 条例第199条第7項 |
|  | ⑧　看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑥に沿って行っていますか。 | いる・いない | 条例第199条第8項 |
|  | ※　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(9))④ |
|  | ⑨　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。 | いる・いない | 条例第199条第9項 |
|  | ※　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 |  | 条例第199条第10項 |
|  | ※　看護師等（准看護師を除く。）は、看護小規模多機能型居宅介護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した看護小規模多機能型居宅介護計画の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこと。 |  | 解釈通知第3-八-4(3)⑥ |
|  | ※　常勤の保健師又は看護師は、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。 |  | 解釈通知第3-八-4(3)⑦ |
|  | ※　主治医と連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。 |  | 解釈通知第3-八-4(3)⑧ |
| 26介護等 | ①　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第97条第1項) |
| ★ | ※　介護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにサービスを提供し、必要な支援を行うものとする。その際、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(10)①) |
|  | ②　利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又はサービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | いない・いる | 条例準用(第97条第2項) |
|  | ※　サービスを事業所の従業者に行わせなければならず、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあってはならない。ただし、事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(10)②) |
|  | ③　事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第97条第3項) |
|  | ※　利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(10)③) |
| 27社会生活上の便宜の提供等 | ①　利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第98条第1項) |
| ※　画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めるものとする。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(11)①) |
|  | ②　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第98条第2項) |
|  | ※　郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(11)②) |
|  | ③　常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第98条第3項) |
|  | ※　利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(11)②) |
| 28利用者に関する市町村への通知 | 　サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる・いない | 条例準用(第28条) |
| 　ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 |  |  |
|  | 　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |  |
|  | ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることに鑑み、事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(18)) |
| 29緊急時等の対応 | ①　現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第200条第1項 |
| ★ | ※　従業者が現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、（従業者が看護師等の場合には、必要な臨時応急の手当てを行うとともに）運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。 |  | 解釈通知第3-八-4(4) |
|  | 　ア　協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。　イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 |  |  |
|  | ②　①の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。 | いる・いない | 条例第200条第2項 |
| 30管理者の責務 | ①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の11第1項) |
| ②　管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の11第2項) |
| 31運営規程 | 　事業所ごとに、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第100条) |
| ★ | 　ア　事業の目的及び運営の方針 |  |  |
|  | 　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　　※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(21)①) |
|  | 　ウ　営業日及び営業時間 |  |  |
|  | 　　※　事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載すること。また、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載すること。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(13)①) |
|  | 　エ　登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 |  |  |
|  | 　オ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額 |  |  |
|  | 　　※　「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料（1～3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、指定基準により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(21)④) |
|  | 　カ　通常の事業の実施地域 |  |  |
|  | 　　※　「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものであること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、指定地域密着型サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当である。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(13)②) |
|  | 　キ　サービス利用に当たっての留意事項 |  |  |
|  | 　ク　緊急時等における対応方法 |  |  |
|  | 　ケ　非常災害対策 |  |  |
|  | 　　※　非常災害に関する具体的計画を指すこと。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(13)③) |
|  | 　コ　個人情報の取扱い　サ　地域との連携等　シ　虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |
|  | 　　※　虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。　　※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化）　ス　その他運営に関する重要事項 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(21)⑥) |
| 32勤務体制の確保等★ | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の13第1項) |
| ※　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員、介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(6)①) |
|  | ②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の13第2項) |
|  | ※　利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。 |  |  |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 |  |  |
|  | ※　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも認めるものであること。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(6)②) |
|  | ③　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の13第3項) |
|  | 　　　また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | いる・いない |  |
|  | ※　事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(6)③) |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 |  |  |
|  | ※　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 |  |  |
|  | 　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第５条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。事業者は、令和６年３月31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和６年３月31 日までは努力義務で差し支えない）。 |  |  |
|  | ④　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の13第4項) |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(6)④) |
|  | 　イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 |  |  |
|  | 　　ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | 　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |  |  |
|  | 　ロ　事業主が講じることが望ましい取組について　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | 　　　加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 |  |  |
| 33定員の遵守 | 　登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 | いない・いる | 条例準用(第101条第1項) |
| ★ | ※　災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 |  |  |
|  | ※　①の規定にかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスの利用については、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることができるものとする。 |  | 条例準用(第101条第2項) |
|  | ※　「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものである。〔特に必要と認められる場合の例〕　・　登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合　・　事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合　・　登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合　・　上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(14)①) |
| 34業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第32条の2第1項) |
| ★ | ※　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(7)①) |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(7)②) |
|  | 　イ　感染症に係る業務継続計画　　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　ｂ　初動対応　　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　ロ　災害に係る業務継続計画　　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　ｃ　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | ②　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる・いない | 条例準用(第32条の2第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。　　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(7)③) |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(7)④) |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第32条の2第3項) |
| 35非常災害対策 | ①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第102条第1項) |
| ★ | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(16)) |
|  | 　　　なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとする。 |  |  |
|  | ※　避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底すること。※　浸水等風水害時の対応についての体制を整備すること。（洪水ハザードマップが配布されている場合は参考とすること。）※　「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行うこと。 |  |  |
|  | 避難訓練 | 前年度 | 今年度 |  |  |
|  | 実施年月日 | 実施年月日 |  |  |
|  | 地震 |  |  |  |  |
|  | 火災 |  |  |  |  |
|  | 風水害 |  |  |  |  |
|  | ②　利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次回の訓練等に活用していますか。 | いる・いない |  |
|  | ※　訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考とすること。 |  |  |
|  | ③　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第102条第2項) |
|  | ※　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 |  |  |
|  | ④　利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第102条第3項) |
|  | 〔備蓄物資〕　１　非常用食料（老人食等の特別食を含む)(３日分)　２　飲料水（３日分）　３　常備薬（３日分）　４　介護用品（おむつ、尿とりパッド等)(３日分) |  |  |
|  | 　５　照明器具　６　熱源　７　移送用具（担架・ストレッチャー等）　８　仮設トイレ等　９　発電機 |  |  |
| 36衛生管理等★ | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の16第1項) |
|  | ※　次の点に留意してください。　イ　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。　ロ　特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。　ハ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(9)①) |
|  | ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
|  | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  | 労働安全衛生法第66条 |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の16第2項) |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第４条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(9)②) |
|  | (1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 | いる・いない | 条例準用(第59条の16第2項第1号) |
|  | 　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会　　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。　　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(9)②イ) |
|  | (2)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | いる・いない | 条例準用(第59条の16第2項第2号) |
|  | 　ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(9)②ロ) |
|  | (3)　事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | いる・いない | 条例準用(第59条の16第2項第3号) |
|  | 　ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。　　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(9)②ハ) |
| 37協力医療機関等 | ①　主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第103条第1項) |
| ②　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第103条第2項) |
|  | ※　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましい。 |  | 解釈通知準用(第3-四-3(18)①) |
|  | ③　サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 | いる・いない | 条例準用(第103条第3項) |
|  | ※　これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。 |  |  |
| 38掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 |  | 条例準用(第34条第1項) |
|  | ※　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(25)①) |
|  | 　イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。　ロ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 |  | 条例準用(第34条第2項)解釈通知準用(第3-一-4(25)②) |
| 39秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない・いる | 条例準用(第35条第1項) |
| ★ | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第35条第2項) |
|  | ※　従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(26)②) |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる・いない | 条例準用(第35条第3項) |
|  | ※　同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(26)②) |
| 40広告★ | 　広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いない・いる | 条例準用(第36条) |
| 41指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 　居宅介護支援事業者又は従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例準用(第37条) |
| 42苦情処理★ | ①　提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第38条第1項) |
|  | ※　必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(28)①) |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。 | いる・いない | 条例準用(第38条第2項) |
|  | ※　利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(28)②) |
|  | ③　提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第38条第3項) |
|  | ※　介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(28)③) |
|  | ④　市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。 | いる・いない | 条例準用(第38条第4項) |
|  | ⑤　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第38条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。 | いる・いない | 条例準用(第38条第6項) |
| 43調査への協力等 | 　提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第104条) |
|  | ※　事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導・助言に従って必要な改善を行わなければならないこととしたものである。　　　市町村の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出するものとする。さらに、事業者は、当該情報について自ら一般に公表するよう努めるものとする。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(19)) |
| 44地域との連携等★ | ①　サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の17第1項) |
|  | ※　「運営推進会議」とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)のこと。 |  |  |
|  | ※　運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(9)①) |
|  | ※　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | 　　　なお、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 |  |  |
|  | 　　　また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。　　イ　利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。　　ロ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 |  |  |
|  | ※　運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。 |  |  |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。 |  | 解釈通知準用(第3-八-4(9)) |
|  | 　イ　自己評価は、①事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、看護小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。 |  |  |
|  | 　ロ　外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 |  |  |
|  | 　ハ　このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定看護小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。 |  |  |
|  | 　ニ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。 |  |  |
|  | 　ホ　指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成26年度老人保健健康増進等事業「複合型サービスにおける自己評価・外部評価のあり方に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。 |  |  |
|  | ②　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の17第2項) |
|  | ※　運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければならない。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(9)②) |
|  | ③　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の17第3項) |
|  | ※　地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(9)③) |
|  | ④　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の17第4項) |
|  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(9)④) |
|  | ⑤　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第59条の17第5項) |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、指定基準（提供拒否の禁止）に定める正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-4(9)⑤) |
| 45居住機能を担う併設施設等への入居 | 　可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。 | いる・いない | 条例準用(第86条) |
| ※　指定看護小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければならないとしたものである。 |  | 解釈通知準用(第3-四-4(20)) |
| 46事故発生時の対応 | ①　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第40条第1項) |
| ★ | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる・いない | 条例準用(第40条第2項) |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(30)) |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる・いない | 条例準用(第40条第3項) |
|  | ※　①～③のほか、以下の点に留意するものとする。　ア　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。　イ　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。　ウ　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 |  | 解釈通知準用(第3-一-4(30)) |
| 47虐待の防止 | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例準用(第40条の2第1項) |
| ★ | ※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 |  | 解釈通知準用(第3-二-4(31)) |
|  | 　〇虐待の未然防止　　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 |  |  |
|  | 　〇虐待等の早期発見　　事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 |  |  |
|  | 　〇虐待等への迅速かつ適切な対応　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 |  |  |
|  | 　　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 | いる・いない | 条例準用(第40条の2第1項第1号) |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕　　「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。　　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 解釈通知準用(第3-二-4(31)①) |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | いる・いない | 条例準用(第40条の2第1項第2号) |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕　　事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 解釈通知準用(第3-二-4(31)②) |
|  | ③　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | いる・いない | 条例準用(第40条の2第1項第3号) |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 |  | 解釈通知準用(第3-二-4(31)③) |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  | 条例準用(第40条の2第1項第4号) |
|  | ［虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者］　　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 解釈通知準用(第3-二-4(31)④) |
| 48会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる・いない | 条例準用(第41条) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。　・　介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日　老振発第18号）　・　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）　・　指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日　老計第8号） |  | 解釈通知準用(第3-一-4(32)) |
| 49記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる・いない | 条例第201条第1項 |
|  | ②　利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間((4)及び(6)に掲げる記録にあっては、5年間)保存していますか。 | いる・いない | 条例第201条第2項 |
|  | 　(1)　居宅サービス計画　(2)　看護小規模多機能型居宅介護計画　(3)　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　(4)　主治の医師による指示の文書　(5)　看護小規模多機能型居宅介護報告書　(6)　提供した具体的なサービスの内容等の記録　(7)　項目「利用者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録　(8)　苦情の内容等の記録　(9)　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　(10)　運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録 |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、(1)から(9)までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、(10)の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとする。 |  | 解釈通知準用(第3-二の二-3(13)) |
| 50電磁的記録等 | ①　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「要介護認定の申請に係る援助」第13条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、「サービスの提供の記録」第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | いる・いない該当なし | 条例第203条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕※　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 |  | 解釈通知第5-1 |
|  | 　⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  | 　⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ②　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | いる・いない該当なし | 条例第203条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 |  | 解釈通知第5-2 |
|  | 　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  |  |
|  | 　⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。　⑸　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 第７　業務管理体制の整備 |
| 51法令遵守等の業務管理体制の整備 | 　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 　　届出年月日　[　　　　　　　年　 　　月　 　　日]　　届出先　　　　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕　　法令遵守責任者　職名[　　　　　　　　　　　　]　氏名[　　　　　　　　　　　　] | いる・いない | 法第115条の32第1項、第2項 |
|  | 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕 |  | 施行規則第140条の39 |
| ◎事業所等の数が２０未満 　・整備届出事項：法令遵守責任者　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 | □ |  |
|  | ◎事業所等の数が２０以上１００未満　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要  | □ |  |
|  | ◎事業所等の数が１００以上　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 | □ |  |
| 第7　介護給付費の算定及び取扱い |
| 52基本報酬の算定 | ①(1)　同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合　　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（当該事業所と同一建物に居住する者を除く。）について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | いる・いない | 平18厚告126別表8の注１、2 |
|  | (2)　同一建物に居住する者に対して行う場合　　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | いる・いない |  |
|  | ※　看護小規模多機能型居宅介護費は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護度区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定します。　　　月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとします。　　　また、月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとします。　　　これら算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日となります。　　　また、「登録終了日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日です。 |  | 留意事項第2-9(1)準用(第2-5(1)①) |
|  | ※　「同一建物」とは、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものです。具体的には、当該建物の1階部分に看護小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。　　　また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当します。 |  | 留意事項第2-9(1)準用(第2-5(1)②) |
|  | ②　短期利用居宅介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、要介護区分に応じて、利用１日につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注3 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準　イ　利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 |  | 平27厚労告95第74号 |
|  | 　ロ　利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。　ハ　指定地域密着型サービス基準第171条に定める従業者の員数を置いていること。　二　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が下記「53サービス提供が過小である場合の減算」を算定していないこと。 |  |  |
| 53サービス提供が過少である場合の減算 | ①　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスの算定月における提供回数については、登録者（短期利用居宅介護費算定者を除く）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注4 |
| ※　「登録者一人当たりの平均回数」は、暦月ごとに以下のアからウまでの算定方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、７を乗ずることによって算定するものとする。 |  | 留意事項第2-9(3)① |
| 　イ　通いサービスは、１人の登録者が１日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては複数回を算定を可能とする。 |  |  |
|  | 　ロ　訪問サービスは、１回の訪問を１回のサービス提供として算定すること。なお、指定看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合も訪問サービスの回数に含めて差し支えない。。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。 |  |  |
|  | 　ハ　宿泊サービスについては、１泊を１回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合はそれぞれ１回とし、計2回として算定すること。 |  |  |
|  | ※　登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については上記の日数の算定より控除するものとすること。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとする。 |  | 留意事項第2-9(3)② |
| 54サテライト体制未整備減算 | 　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注5 |
|  | ※　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護体制減算を届出している場合に、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所が共に算定するものである。例えば、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護体制減算の届出を行っている場合には、本体事業所及び当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が共にサテライト体制未整備減算を算定することとなる。 |  | 留意事項第2-9(4)① |
|  | ※　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始にあたって、訪問看護体制減算の実績の計算に必要な前3月間において、本体事業所が訪問看護体制減算を届出していない期間に限り、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所はサテライト体制未整備減算を算定する必要はないものとする。なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、4月目以降において訪問看護体制減算に該当し届出を行う場合には、サテライト体制未整備減算を算定する。 |  | 留意事項第2-9(4)② |
|  | ※　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所については、訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、当該加算の届出の有無については、相互に情報を共有すること。 |  | 留意事項第2-9(4)③ |
| 55人員基準減算・定員超過利用 | 　登録者の数又は定めるところにより、減算をしていますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚労告27第11号 |
| 〔従業者（通い・訪問サービスの提供に当たる者）による減算〕 |
| イ　人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合　⇒その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算ロ　人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合　⇒その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算 |  | 留意事項第2-1-(8)③ |
|  | ※　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者等の数については、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる年度）の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とします（小数点第2位以下切り上げ）。 |  | 留意事項第2-1-(8)② |
|  | 〔看護・介護職員以外・計画作成担当者の人員基準欠如に係る減算〕 |  | 留意事項第2-1-(8)④ |
|  | ※　基準を満たさない場合は、所定単位数の70/100で算定する。 |  |  |
| ※　看護・介護職員以外及び計画作成担当者の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるい至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 |
| 〔夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員〕 |  | 留意事項第2-1-(9)② |
| 　ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。 |
|  | 　〔定員超過利用〕 |  |  |
|  | ※　月平均の利用者の数が運営規程に定められている入居定員を超えている場合は、所定単位数の70/100で算定する。 |
| ※　この場合の利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数とします（小数点以下切上げ）。 |  | 留意事項第2-1-(6)② |
|  | ※　利用者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 |  | 留意事項第2-1-(6)③ |
|  | ※　定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。 |  | 留意事項第2-1-(6)④ |
| 56特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算 | 　厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。） | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注6 |
| ※　「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする小規模多機能型居宅介護従事者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする小規模多機能型居宅介護従業者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象となるものであること。　　　サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする小規模多機能型居宅介護従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所から提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理すること。 |  | 留意事項第2-9(5)準用(第2-2(5)) |
| 57中山間地域等における小規模事業所加算 | 　厚生労働大臣が定める地域に所在する看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、看護小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注7 |
|  | ※　当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。 |  | 留意事項第2-9(6)準用(第2-2(6)④) |
| 58中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 　厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合、所定の単位数の5/100に相当する額を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。） | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注8 |
| ※　対象地域：春日部市（宝珠花）等※　加算を算定する利用者については、指定基準条例に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 |  | 留意事項第2-9(7)準用(第2-2(7)) |
| 59サービス種類の相互算定関係 | ①　登録者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護受けている間は、複合型サービス費は、算定していませんか。 | いない・いる | 平18厚告126別表8の注9 |
| ②　登録者が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、複合型サービス費を算定していませんか。 | いない・いる | 平18厚告126別表8の注10 |
| 60訪問看護体制減算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1850単位を、要介護5である者については1月につき2914単位を所定単位数から減算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注11 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第75号 |
|  | イ　算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者(複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 | いる・いない |  |
|  | ロ　算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 | いる・いない |  |
|  | ハ　算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕①　上記イの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。ア　看護小規模多機能型居宅介護事業所において、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数イ　看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数 |  | 留意事項第2-9(8) |
|  | ②　上記ロの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。ア　看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数イ　看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数 |  |  |
|  | ③　上記ハの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。ア　看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を決定した実利用者数イ　看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数 |
|  | ④　①から③までに規定する実利用者数は、前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、①から③までに規定する割合の算出において、利用者には、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。　　　また、算定日が属する月の前3月間において複合型サービス費のうち短期利用居宅介護費のみを算出した者を含まないこと。 |  |  |
| 61末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 　看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分に応じた所定単位数を減算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注12 |
| 〔厚生労働大臣が定める疾病等〕　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 |  | 平27厚労告94第51号 |
| 62特別の指示による頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 | 　看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、、要介護状態区分に応じた所定単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の注13 |
| 〔看護サービスの指示の有効期間について〕　看護サービスは主治の医師による指示若しくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に行われるものであること。 |  | 留意事項第2-9(9) |
| 〔医療保険の訪問看護を行う場合の減算について〕①　末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者について、医療保険の給付の対象ちなる訪問看護を行う場合には、所定単位数から減算する。 |  | 留意事項第2-9(10) |
|  | ②　前期①の場合、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて単位数を減算する。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとする。 |  |  |
|  | ③　利用者が悪性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の訪問看護の給付対象となるものであり、当該月における当該特別指示の日数に応じて減算する。 |  |  |
|  | ④　前期③の場合の医療機関における特別指示については、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。 |  |  |
| 63初期加算 | 　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合については、１日につき所定の単位数30単位を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。） | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のハ |
| 64認知症加算 | 　別に厚生労働大臣が定める登録者に対して所定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。） | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8の二 |
| 〔認知症加算（Ⅰ）〕　日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当するもの） | □ | 平27厚労告94第52号留意事項第2-9(12)準用(第2の5(7)) |
| 〔認知症加算（Ⅱ）〕　要介護２に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱに該当するもの） | □ |  |
| 65認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、住宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のホ |
|  | ①　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。 |  | 留意事項第2-9(13)準用(第2の5(8)) |
|  | ②　本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。 |  |  |
|  | ③　次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できないものであること。　ａ　病院又は診療所に入院中の者　ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者　ｃ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 |  |  |
|  | ④　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。 |  |  |
|  | ⑤　７日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後８日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意すること。 |  |  |
| 66若年性認知症利用者受入加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき所定単位数を加算していますか。 | いない・いる該当なし | 平18厚告126別表8のへ |
| ※　認知症加算を算定している場合は、算定できません。 |  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕　受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。 |  | 平27厚労告95第18号 |
|  | ※　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 |  | 留意事項第2-9(14)準用(第3の2(14)) |
| 67栄養アセスメント加算 | 　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のト |
|  | ※　ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しません。 |  |  |
|  | (1)　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していますか。 | いる・いない |  |
|  | (2)　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。 | いる・いない |  |
|  | (3)　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | いる・いない |  |
|  | (4)　別に厚生労働大臣が定める基準（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと）に適合していますか。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ①　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 |  | 留意事項第2-9(15)準用(第3の2(15)) |
|  | ②　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行うものであること。 |  |  |
|  | ③　栄養アセスメントについては、３月に１回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、１月毎に測定すること。　イ　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。　ロ　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。　ハ　イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。　ニ　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 |  |  |
|  | ④　原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 |  |  |
|  | ⑤　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。　　　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 |  |  |
| 68栄養改善加算 | 　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のチ |
| ※　栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 |  |  |
|  | (1)　当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により管理栄養士を１名以上配置していますか。 | いる・いない |  |
| (2)　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 | いる・いない |
|  | (3)　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。 | いる・いない |
| (4)　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | いる・いない |
|  | (5)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ①　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行うこと。 |  | 留意事項第2-9(16)準用(第3の2(16)) |
|  | ②　当該事業所の職員として又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置していること。 |  |  |
|  | ③　栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。ア　ＢＭＩが１８．５未満である者イ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成１８年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「１」に該当する者ウ　血清アルブミン値が３.５g／dl以下である者エ　食事摂取量が不良（７５％以下）である者オ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 |  |  |
|  | ※　なお、次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・　生活機能の低下の問題・　褥瘡に関する問題・　食欲の低下の問題・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、２項目以上「１」に該当する者などを含む。） |  |  |
|  | ④　栄養改善サービスの提供の手順イ　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。ロ　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行うこと。管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を看護小規模多機能型居宅介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。 |  |  |
|  | ハ　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。ニ　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。ホ　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。へ　サービス提供記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。 |  |  |
|  | ⑤　おおむね3月ごとの評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。 |  |  |
| 69口腔・栄養スクリーニング加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のリ |
| ※　次に掲げるいずれかの加算の算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は加算しない。 |  |  |
|  | (1)　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) | □ |  |
|  | (2)　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | イ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第19の2号 |
|  | (1)　利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | いる・いない |  |
|  | (2)　利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。) を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | いる・いない |  |
|  | (3)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | (4)　算定日が属する月が、次のいずれにも該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | 　(一)　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | 　(二)　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | ロ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　次のいずれかに適合すること。 |  |  |
|  | 　(一)　イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合していますか。 | いる・いない |  |
|  | 　(二)　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月となっていますか。 | いる・いない |  |
| 　(三)　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月となっていませんか。 | いない・いる |
|  | (2)　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | 　(一)　イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合していますか。 | いる・いない |  |
|  | 　(二)　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月となっていませんか。 | いない・いる |
|  | 　(三)　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月となっていますか。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ①　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 |  | 留意事項第2-9(17)準用(第3の2(17)①) |
|  | ②　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すること。　ただし、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)は、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、算定することができます。 |  | 留意事項第2-9(17)準用(第3の2(17)②) |
|  | ③　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。　　イ　口腔スクリーニング　　　ａ　硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者　　　ｂ　入れ歯を使っている者　　　ｃ　むせやすい者　　ロ　栄養スクリーニング　　　ａ　ＢＭＩが18.5 未満である者　　　ｂ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年６月９日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの№11 の項目が「１」に該当する者　　　ｃ　血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者　　　ｄ　食事摂取量が不良（75％以下）である者 |  | 留意事項第2-9(17)準用(第3の2(17)③) |
|  | ④　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。 |  | 留意事項第2-9(17)準用(第3の2(17)④) |
|  | ⑤　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。 |  | 留意事項第2-9(17)準用(第3の2(17)⑤) |
| 70口腔機能向上加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のヌ |
|  | ※　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 |  |  |
|  | (1)　口腔機能向上加算(Ⅰ) | □ |  |
| (2)　口腔機能向上加算(Ⅱ) | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | イ　口腔機能向上加算(Ⅰ)　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95第75の2号 |
|  | 　(1)　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置していますか。 | いる・いない |
|  | 　(2)　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。 | いる・いない |  |
|  | (3)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。 | いる・いない |  |
|  | (4)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | いる・いない |  |
|  | (5)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ロ　口腔機能向上加算(Ⅱ)　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる・いない |  |
|  | (2)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ①　口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 |  | 留意事項第2-9(18)準用(第3の2(18)①) |
|  | ②　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うこと。 |  | 留意事項第2-9(18)準用(第3の2(18)②) |
|  | ③　口腔機能向上加算を算定できる利用者　　口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者。　ア　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者　イ　基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の３項目のうち、２項目以上が｢１｣に該当する者　ウ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 |  | 留意事項第2-9(18)準用(第3の2(18)③) |
| ④　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。なお、利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。　ア　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合　イ　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 |  | 留意事項第2-9(18)準用(第3の2(18)④) |
|  | ⑤　口腔機能向上サービスの提供の手順　ア　利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。　イ　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握すること。言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。　ウ　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 |  | 留意事項第2-9(18)準用(第3の2(18)⑤) |
|  | 　エ　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 |  |  |
|  | 　オ　サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 |  |  |
|  | ⑥　おおむね3月ごとの評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。　ア　口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者　イ　口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者 |  | 留意事項第2-9(18)準用(第3の2(18)⑥) |
|  | ⑦　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。　　　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 |  | 留意事項第2-9(18)準用(第3の2(18)⑦) |
| 71退院時共同指導加算 | 　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者は２回）に限り、所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のル |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕次のいずれかに該当する状態　イ　医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態　ロ　医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態　ハ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態　ニ　真皮を越える褥瘡の状態　ホ　点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 |  | 平27厚労告94第53号 |
|  | ※　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、１人の利用者に当該者の退院又は退所につき１回（厚生労働大臣が定める状態にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合は2回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定すること。　　　なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。　　　また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 留意事項第2-9(19)準用(第3の2(12)①) |
|  | ※　２回の当該加算の算定が可能である者（厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、１回ずつの算定も可能であること。 |  | 留意事項第2-9(19)準用(第3の2(12)②) |
|  | ※　複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合は、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。 |  | 留意事項第2-9(19)準用(第3の2(12)③) |
|  | ※　当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと。 |  | 留意事項第2-9(19)準用(第3の2(12)④) |
|  | ※　退院時共同指導を行った場合は、その内容を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録すること。 |  | 留意事項第2-9(19)準用(第3の2(12)⑤) |
| 72緊急時訪問看護加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、１月につき所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のヲ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | 　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 | いる・いない | 平27厚労告95第76号 |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。 |  | 留意事項第2-9(20)準用(第3の2(8)①) |
|  | ※　介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと。 |  | 留意事項第2-9(20)準用(第3の2(8)②) |
|  | ※　１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時対応訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。 |  | 留意事項第2-9(20)準用(第3の2(8)③) |
|  | ※　当該加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとする。 |  | 留意事項第2-9(20)準用(第3の2(8)④) |
| 73特別管理加算 | 　指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、１月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のワ |
|  | ※　次に掲げ得るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 |  |  |
|  | (1)　特別管理加算（Ⅰ） | □ |  |
|  | (2)　特別管理加算（Ⅱ） | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める区分〕 |  |  |
|  | ○特別管理加算（Ⅰ）　特別な管理を必要とする利用者として、医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合 |  | 平27厚労告94第54号 |
|  | ○特別管理加算（Ⅱ）　特別な管理を必要とする利用者として、下記の状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合　①　医科診療報酬点数表に掲げる在宅事故腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態　②　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態　③　真皮を越える褥瘡の状態　④　点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 |  |  |
| 〔留意事項〕 |  |  |
| ※　介護保険の給付対象となる看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 |  | 留意事項第2-9(21)準用(第3の2(9)②) |
|  | ※　1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。 |  | 留意事項第2-9(21)準用(第3の2(9)③) |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。 |  | 留意事項第2-9(21)準用(第3の2(9)④) |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算に算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録すること。 |  | 留意事項第2-9(21)準用(第3の2(9)⑤) |
|  | ※　「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を複合型サービス事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。　　　なお、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、看護小規模多機能型居宅介護記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。 |  | 留意事項第2-9(21)準用(第3の2(9)⑥⑦) |
|  | ※　訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。 |  | 留意事項第2-9(21)準用(第3の2(9)⑧) |
| 74ターミナルケア加算 | 　在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては1日）以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、当該者の死亡月につき加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のカ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第77号 |
|  | ①　ターミナルケアを受けている利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 | いる・いない |
|  | ②　主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 | いる・いない |  |
|  | ③　ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 | いる・いない |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕　次のいずれかに該当する状態 |  | 平27厚労告94第55号 |
|  | ア　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症オ帯パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であってっ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 |  |  |
|  | イ　急性憎悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態　※区分支給限度基準額の算定対象外 |  |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定すること。 |  | 留意事項第2-9(22)準用(第3の2(10)①) |
|  | ※　１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できないこと。 |  | 留意事項第2-9(22)準用(第3の2(10)②) |
|  | ※　一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。 |  | 留意事項第2-9(22)準用(第3の2(10)③) |
|  | ※　ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録しなければならない。①　終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録②　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録③　看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録※　厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。 |  | 留意事項第2-9(22)準用(第3の2(10)④) |
|  | ※　ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。 |  | 留意事項第2-9(22)準用(第3の2(10)⑤) |
|  | ※　ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。 |  | 留意事項第2-9(22)準用(第3の2(10)⑥) |
| 75看護体制強化加算 | 　看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のヨ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 |  |  |
|  | (1)　看護体制強化加算(Ⅰ) | □ |  |
| (2)　看護体制強化加算(Ⅱ) | □ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第78号 |
| イ　看護体制強化加算（Ⅰ）　次のいずれにも適合すること。 |  |
| 　(1)　算定日が属する月の前3月間において、事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が１００分の８０以上であること。 | いる・いない |
|  | 　(2)　算定日が属する月の前3月間において、事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が１００分の5０以上であること。 | いる・いない |  |
|  | 　(3)　算定日が属する月の前3月間において、事業所におけるの利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が１００分の２０以上であること。 | いる・いない |  |
| 　(4)　算定日が属する日の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のカの加算をいう。)を算定した利用者が1名以上であること。 | いる・いない |  |
|  | 　(5)　登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。 | いる・いない |  |
|  | ロ　看護体制強化加算(Ⅱ)　　イ(1)から(3)までのすべてに適合すること。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |
|  | ①　看護体制強化加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実績を評価するものである。 |  | 留意事項第2-9(23) |
|  | ②　看護体制強化加算を算定するに当たっては、訪問看護体制減算についての留意事項を準用すること。 |  |  |
|  | ③　看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。 |  |  |
|  | ④　看護体制強化加算を算定するに当たっては、上記のイ(1)、(2)及び(3)の割合並びに(4)の人数((4)については、看護体制強化加算(Ⅰ)に限る。)について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合又は人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならないこと。 |  |  |
|  | ➄　看護体制強化加算(Ⅰ)を算定するに当たっては、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。 |  |  |
|  | ⑥　看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出すること。 |  |  |
|  | ⑦　看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものである。 |  |  |
| 76訪問体制強化加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、１月につき所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のタ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第78の2号 |
|  | 　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | イ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービス(看護サービスを除く。)の提供に当たる常勤の従業者(保健師、看護師、准看護士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。)を2名以上配置していること。 | いる・いない |  |
|  | ロ　算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が１月当たり200回以上であること。　　　ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホームもしくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）を併設する場合は、登録者の総数のうち看護小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、看護小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が１月当たり200回以上であること。 | いる・いない |  |
|  | ※　訪問体制強化加算は、訪問サービス（訪問看護サービスを除く。）を担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録しておくこと。 |  | 留意事項第2-9(24)① |
|  | ※　「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を２名以上配置した場合に算定が可能である。 |  | 留意事項第2-9(24)② |
|  | ※　「訪問サービスの提供回数」は、歴月ごとに１回の訪問を１回のサービス提供として算定すること。なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。 |  | 留意事項第2-9(24)③ |
|  | ※　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を併設する場合は、各月の前月の末日時点（新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始（再開）日）における登録者のうち同一建物居住者以外の者（看護小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する者）の占める割合が100分の50以上であって、かつ、上記の※の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし、「訪問サービスの提供回数」は同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。 |  | 留意事項第2-9(24)④ |
| 77総合マネジメント体制強化加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、１月につき所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のレ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第79号 |
|  | 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | 　イ　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 | いる・いない |  |
|  | 　ロ　地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 | いる・いない |  |
|  | 　ハ　利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　総合マネジメント体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問、・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。 |  | 留意事項第2-9(25)① |
|  | ※　イに規定する「その他の関係者」とは、保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。※　次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。　ア　看護小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。　イ　日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。 |  | 留意事項第2-9(25)②準用(第3の5(12)②) |
|  | (地域の行事や活動の例)　・　登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応　・　登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等）　・　登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等） |  |  |
|  | ※　ロに規定する「その他の関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいう。また、「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス(例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理)等に関する情報提供をいう。 |  | 留意事項第2-9(25)③準用(第3の2(13)②ロ) |
|  | ※　看護小規模多機能型居宅介護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。 |  |  |
| 78褥瘡マネジメント加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のソ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 |  |  |
|  | 　(1)　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） | □ |  |
|  | 　(2)　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第71の2号 |
|  | イ　褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) |  |
|  | 　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | いる・いない |  |
|  | (2)　(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 | いる・いない |  |
|  | (3)　入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。 | いる・いない |  |
|  | (4)　(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 | いる・いない |  |
|  | ロ　褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)　 |  |  |
|  | 　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(4)までのいずれにも適合すること。 | いる・いない |  |
| (2)　イ(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  | 留意事項第2-9(26) |
|  | ①　褥瘡マネジメント加算は、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（Plan）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（Action）といったサイクル（以下この(26)において「ＰＤＣＡ」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に加算するものである。 |  |  |
|  | ②　褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに上記イ（加算Ⅰ）に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員（褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定する者を除く。）に対して算定できるものであること。 |  |  |
|  | ③　上記イ⑴の評価は、「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施すること。 |  |  |
|  | ④　上記イ⑴の利用開始時の評価は、上記イ⑴から⑷までの要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に利用している者（以下「既利用者」という。）については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行うこと。 |  |  |
|  | ⑤　上記イ⑴の評価結果等の情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。　　　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 |  |  |
|  | ⑥　上記イ⑵の褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、利用者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、利用者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて、作成すること。なお、褥瘡ケア計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができるものとするが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。 |  |  |
|  | ⑦　上記イ⑶において、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 |  |  |
|  | ⑧　上記イ⑷における褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施上の問題（褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施すること。　　　その際、ＰＤＣＡの推進及び褥瘡管理に係る質の向上を図る観点から、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用すること。 |  |  |
|  | ⑨　褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たす事業所において、④の評価の結果、利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、利用開始日の属する月の翌月以降に「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて評価を実施し、当該月に「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」に示す持続する発赤（ｄ１）以上の褥瘡の発症がない場合に、所定単位数を算定できるものとする。　　　ただし、利用開始時に褥瘡があった利用者については、当該褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がない場合に算定できるものとする。 |  |  |
|  | ⑩　褥瘡管理に当たっては、事業所ごとに当該マネジメントの実施に必要な褥瘡管理に係るマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましいものであること。 |  |  |
| 79排せつ支援加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のツ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 |  |  |
|  | (1)　排せつ支援加算(Ⅰ) | □ |  |
|  | (2)　排せつ支援加算(Ⅱ) | □ | 平27厚労告95第十九のニ号 |
|  | (3)　排せつ支援加算(Ⅲ) | □ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第71の3号 |
|  | イ　排せつ支援加算(Ⅰ) |  |
|  | 　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | いる・いない |  |
|  | (2)　(1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 | いる・いない |  |
|  | (3)　(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 | いる・いない |  |
|  | ロ　排せつ支援加算(Ⅱ) |  |  |
|  | 　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(3)までのいずれにも適合すること。 | いる・いない |  |
|  | (2)　次のいずれかに適合すること。　(一)　イ(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。　(二)　イ(1)の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。 | いる・いない |  |
|  | ハ　排せつ支援加算(Ⅲ) |  |  |
|  | 　上記イ(1)から(3)まで並びにロ(2)(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  | 留意事項第2-9(27) |
|  | ①　排せつ支援加算は、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成（Plan）、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施（Do）、当該支援内容の評価（Check）とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し（Action）といったサイクル（以下この(27)において「ＰＤＣＡ」という。）の構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算するものである。 |  |  |
|  | ②　排せつ支援加算(Ⅰ)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに上記加算（Ⅰ）に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員（排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する者を除く。）に対して算定できるものであること。 |  |  |
|  | ③　本加算は、全ての利用者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行うことにより、利用開始時と比較して排せつの状態が改善することを評価したものである。したがって、例えば、利用開始時において、利用者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはならない。 |  |  |
|  | ④　上記イ⑴の評価は、「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」を用いて、排尿・排便の状態及びおむつ使用の有無並びに特別な支援が行われた場合におけるそれらの３か月後の見込みについて実施する。 |  |  |
|  | ⑤　上記イ⑴の利用開始時の評価は、上記イ⑴から⑶までの要件に適合しているものとして市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月以前から既に利用している者（以下「既利用者」という。）については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行うこと。 |  |  |
|  | ⑥　④又は⑤の評価を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告することとする。また、医師と連携した看護師が④の評価を行う際、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談することとする。 |  |  |
|  | ⑦　上記イ⑴の評価結果等の情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。　　　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。　　　ただし、経過措置として、令和3年度中にLIFEを用いた情報の提出を開始する予定の事業所については、令和3年度末までに算定月における全ての利用者に係る評価結果等を提出することを前提とした、評価結果等の提出に係る計画を策定することで、当該月にＬＩＦＥを用いた情報提出を行っていない場合も、算定を認めることとする。 |  |  |
|  | ⑧　上記イ⑵の「排せつに介護を要する利用者」とは、要介護認定調査の際に用いられる「認定調査員テキスト2009 改訂版（平成30 年４月改訂）」の方法を用いて、排尿又は排便の状態が、「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又はおむつを使用している者をいう。 |  |  |
|  | ⑨　上記イ⑵の「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には、当該排尿若しくは排便又はおむつ使用にかかる状態の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善すること、あるいは、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善することが見込まれることをいう。 |  |  |
|  | ⑩　支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて、「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」の様式を用いて支援計画を作成する。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、④の評価を行った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の利用者の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加える。なお、支援計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができるものとするが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。 |  |  |
|  | ⑪　支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取れた計画を、個々の利用者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意する。また、支援において利用者の尊厳が十分に保持されるよう留意する。 |  |  |
|  | ⑫　当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、利用者及びその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性、要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は利用者及びその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも利用者及びその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、利用者及びその家族の理解と希望を確認した上で行うこと。 |  |  |
|  | ⑬　上記イ⑶における支援計画の見直しは、支援計画に実施上の問題（排せつ支援計画の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに実施すること。　　　その際、ＰＤＣＡの推進及び排せつ支援の質の向上を図る観点から、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用すること。 |  |  |
|  | ⑭　排せつ支援加算(Ⅱ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとする。 |  |  |
|  | ⑮　排せつ支援加算(Ⅲ)は、排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合に、算定できることとする。 |  |  |
|  | ⑯　他の事業所が提供する排せつ支援に係るリハビリテーションを併用している利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が当該他の事業所と連携して排せつ支援を行っていない場合は、当該利用者を排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の対象に含めることはできないこと。 |  |  |
| 80科学的介護推進体制加算 | 　看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のネ |
|  | (1)　利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 | いる・いない |  |
|  | (2)　必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  | 留意事項第2-9(28)準用(第3の2(19)) |
|  | ①　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 |  |
|  | ②　情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 |  |  |
|  | ③　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 |  |  |
|  | 　イ　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。　ロ　サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。　ハ　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。　ニ　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 |  |  |
|  | ④　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 |  |  |
| 81サービス提供体制強化加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ（看護小規模多機能型居宅介護費）については１月につき、ロ（短期利用居宅介護費）については１日につき所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のナ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 |  |  |
|  | 　(1)　イ（看護小規模多機能型居宅介護費）を算定している場合　　(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  | □ |  |
|  | 　　(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  | □ |  |
|  | 　　(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  | □ |  |
| 　(2)　ロ（短期利用居宅介護費）を算定している場合　　(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  | □ |  |
|  | 　　(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  | □ |  |
|  | 　　(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　  | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 | いる・いない | 平27厚労告95第80 |
|  | ②　利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 | いる・いない |  |
|  | ③　次のいずれかに適合すること。　(一)　当該事業所の従業者（保健師、看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 | いる・いない |  |
|  | 　(二)　当該事業所の従業者（保健師、看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 |  |  |
|  | ④　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | いない・いる |  |
|  | ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　当該事業所の従業者（保健師、看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 | いる・いない |  |
|  | ②　イ(1)、(2)及び(4)に該当すること。 | いる・いない |  |
|  | ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　次の①②いずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　次のいずれかに適合すること。　(一)　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者（保健師、看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 | いる・いない |  |
|  | 　(二)　当該事業者の従業員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 |  |  |
|  | 　(三)　当該事業者の従業員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 |  |  |
|  | ②　イ(1)、(2)及び(4)に該当すること。 | いる・いない |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　「研修」は、従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修機関、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 |  | 留意事項第2-9(29)準用(第3の5(16)) |
|  | ※　「会議」は、事業所においてサービス提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者全てが参加するものでなければならない。また実施にあたっては全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで、差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、定期的にとは概ね1月に1回以上開催される必要がある。　　　また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。　　・利用者のADLや意欲　　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望　　・家族を含む環境　　・前回のサービス提供時の状況　　・その他サービス提供に当たって必要な事項 |  |  |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。　　　なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。 |  |  |
|  | ※　上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出をすること。 |  |  |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 |  |  |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 |  |  |
|  | ※　なお、この場合の看護小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。 |  |  |
| 82介護職員処遇改善加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のラ |
|  | (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の102/1000 | □ |  |
|  | (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の74/1000 | □ |  |
|  | (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の41/1000 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 |  |  |
|  | 　ア　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　イ　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。　　※　当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知していること。また、介護職員から処遇改善加算等に係る照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。　ウ　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。　エ　その他、処遇改善加算等の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 |  |  |
|  | ＜処遇改善加算の算定要件＞　取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。　処遇改善加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　処遇改善加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　処遇改善加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅰ〕　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅱ〕　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びＡ又はＢに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。　Ａ・・・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　Ｂ・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅲ〕　次の①及び②の全てを満たすこと。　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のＡ～Ｃのいずれかに該当する仕組みであること。　　　Ａ・・・経験に応じて昇給する仕組み　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　Ｂ・・・資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。　　　Ｃ・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
| 83介護職員等特定処遇改善加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平18厚告126別表8のム |
| (1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の15/1000 | □ |
| (2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の12/1000 | □ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕　「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照 |  |
|  | イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) |  |  |
|  | 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。　(一)　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち１人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 | いる・いない |  |
|  | 　(二)　看護小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。　(三)　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。　(四)　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 |  |  |
|  | (2)　当該看護小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した 介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。 |  |  |
|  | (3)　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。 |  |  |
|  | (4)　当該看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。(5)　 看護小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を算定していること。(6)　 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。(7)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。(8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |  |  |
|  | ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) |  |  |
|  | 　上記①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる・いない |  |
| 84介護職員等ベースアップ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、算定した単位数(介護職員処遇改善加算と、介護職員等特定処遇改善加算を除く。)の所定の割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。**※令和4年10月1日から適用。** | いる・いない | 平12厚告19 |
| 〔算定要件〕※令和4年2月28日現在①処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している②賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2は介護職員等のベースアップ等(「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ)に使用すること |